

| | |
|--|---|
| 番 号 | 20請願第7号 (建設付託) |
| 受理年月日 | 平成20年9月2日 |
| 件 名 | 消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求めることについて |
| 提 出 者 | 千代田区所在 東京弁護士会 会長 山本 剛嗣 千代田区所在 第一東京弁護士会 会長 村越 進 千代田区所在 第二東京弁護士会 会長 庭山正一郎 |
| 紹介議員 | 岩田 康男 |
| 要 旨 | |
| <p>〔請願の趣旨〕</p> <p>近年、食品安全事故、製品事故、偽装表示、悪質商法等さまざまな消費者被害が後を絶たない。</p> <p>消費者被害の相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられているが、その件数は、1995年（平成7年）度が約27万件であったものが、2006年（平成18年）度には約110万件に達し、1995年（平成7年）度に比べ約4倍に増大している。</p> <p>当市においても、1995年（平成7年）度が約631件であったものが、2006年（平成18年）度には約1,322件に達し、1995年（平成7年）度に比べ約2.1倍にふえている。</p> <p>こうした中で真に市民の消費生活の安全・安心を守るためには、目下政府が設置を検討している「消費者庁」の実現をまつだけでなく、自治事務としてみずから消費者行政を担っている当市自体の消費者行政の充実強化が不可欠である。</p> <p>ところが当市では、2000年（平成12年）度から2008年（平成20年）度の9年間に限ってみても、ピーク時の2000年（平成12年）度には39,880,000円あった消費者行政予算が、2008年（平成20年）度には31,607,000円に大幅に削減されている。</p> <p>このような状況を打開するためには、当市の消費者行政のあり方を抜本的に見直し、消費者行政の中心となる相談体制の充実や、都、他の道府県下市町村との連</p> | |

携・支援を行うなど、消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を図る必要がある。

よって、下記の措置を速やかに講じるよう請願する。

記

- 1 消費者による苦情相談を速やかかつ確実に受け付け、これに迅速・適切に対処できるよう、三鷹市の消費者センターの人員を拡充し、十分な予算措置を講じること。
- 2 三鷹市の消費者行政充実のため、都と都下の有識者・消費者団体等から構成される東京都地方消費者行政充実会議（仮称）への参加や、都並びに他の市町村とからなる区市町村協議会の開催等により、都や他の市町村との連携を強めること。